

■介護の生産性向上加算、実績データ報告期限は今年度末 厚労省

- ・厚生労働省は、介護ロボットや ICT などの活用を促す「生産性向上推進体制加算」の算定要件である業務改善の取り組みの実績データの報告期限について、2024 年度分は 25 年 3 月 31 日であることを都道府県などに通知した。
- ・介護施設や事業所が実績データを報告する場合、原則として「電子申請・届出システム」によりオンラインで行う。同システムの利用に当たっては、ログインするために「G ビズ ID プライム」「G ビズ ID メンバー」の作成が必要となる。
- ・生産性向上推進体制加算は、ケアの質を確保しながらスタッフの負担軽減を進めるため、ICT などのテクノロジーを継続的に活用する介護施設や事業所への評価。短期入所系・居住系・多機能系・施設系のサービスが対象で、加算 I が月 100 単位、加算 II は月 10 単位。
- ・いずれも算定要件は、見守り機器などのテクノロジーの導入のほか、業務改善の取り組みの効果を示すデータを年 1 回提出することなどとされている。厚労省は 3 月に出した関連の通知で、報告の詳細は「別途通知する」としていた。

※詳細は下記の資料をご参照ください。

- 介護保険最新情報 Vol.1315 「生産性向上推進体制加算を算定する事業所における生産性向上の取組に関する実績データの厚生労働省への報告について」
(令和 6 年 9 月 30 日) 厚生労働省老健局高齢者支援課

<https://www.mhlw.go.jp/content/001310626.pdf>